

令和4年7月6日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官  
令和4年(ネ)第63号無期労働契約の地位確認及び損害賠償請求控訴事件  
(原審・東京地方裁判所令和2年(ワ)第10360号)

口頭弁論の終結の日 令和4年5月16日

判 決

東京都千代田区神田神保町3丁目8番地1

控訴人	学校法人専修大学
同代表者理事長	松木健一
同訴訟代理人弁護士	中山健児
同	土屋真也
同	宮岡孝之

被控訴人

同訴訟代理人弁護士	田渕大輔
同	田井勝彦
同	馬込竜彦

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事実及び理由

(略称は原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中、控訴人の敗訴部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る部分の被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 事案の要旨

平成元年、被控訴人は、控訴人（学校法人）との間で、契約期間を約1年とする有期労働契約を締結し、控訴人が設置する大学でドイツ語の非常勤講師となった。そして、その後、同契約を毎年更新してきたが、令和元年6月20日、労契法（労働契約法）18条1項に基づき、いわゆる無期転換の申込みをした。これに対し、控訴人は、被控訴人が科技イノベ活性化法（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律）15条の2第1項1号に該当し、同法の施行日（平成25年4月1日）以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約の契約期間を通算した期間が10年を超えるまで無期転換申込権は発生しないとして、これを認めない取扱いをした。

被控訴人は、上記申込みにより、当時の有期労働契約の期間満了日の翌日（令和2年3月14日）を始期とする期間の定めのない労働契約が成立したと主張して、控訴人に対し、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求めた。また、控訴人が無期転換申込権を認めない取扱いをしたことは違法であると主張して、不法行為に基づき、損害賠償金100万円と遅延損害金の支払を求めた。

原審は、被控訴人の請求のうち、期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求める部分を認容したところ、控訴人が請求全部の棄却を求めて控訴した。

（上記被控訴人の損害賠償請求を棄却した部分については、不服の申立てがないから、当審の審判の対象ではない。）

## 2 当事者の主張等

前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する（上記当審の審判の対象ではない請求のみに関する部分を除く。）。

- (1) 5頁15行目の「講義要領」を「講義要項」に改める。

- (2) 6頁1行目の「第1号」の次に「（同条第1項1号を意味すると考えられる。）」を加える。
- (3) 14頁3行目の「有する者」を「有するもの」に改める。

### 第3 当裁判所の判断

当裁判所も、被控訴人が期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求める請求は、理由があると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」の1及び2に説示するところであるから、これを引用する。

1 21頁24行目の末尾に改行して以下を加える。

「控訴人は、科技イノベ活性化法15条の2の趣旨が「無期転換回避を目的として雇止めが行われるおそれ」から有期労働契約を締結している労働者を保護することにあるというのであれば、そのことは、有期労働契約を締結している労働者の全てに等しく当てはまるから、「研究者」を研究業務及びこれに関連する業務に従事している者に限定する理由はない」と主張する。しかし、労契法18条は、通算契約期間が5年を超える労働者に無期労働契約への転換申込権を認めているところ、科技イノベ活性化法15条の2は、研究開発に5年を超える期間の定めのあるプロジェクトが少なくないことを前提に、そのようなプロジェクトの終了前に雇止めがされることを回避するために、10年超えの特例を定めたものであり、同様の事態が全ての有期労働契約の労働者に当てはまるものとはいえない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。」

2 22頁15行目の「教育及び研究」を「教育研究」に改め、17行目の「ことからすれば、」の次に「教育及び研究の双方を行う教授又は准教授を念頭に、講師はそれに準ずる職務に従事する職と学校教育法に位置付けられていることを踏まえて、そのような講師は基本的に「研究者」に当たるとし、」を、18行目の「教育及び研究」の次に「の双方」を加える。

3 22頁21行目の末尾に改行して以下を加える。

「控訴人は、科技イノベ活性化法 15 条の 2 の立法過程では、雇止めにより、プロジェクトについての専門的知見が散逸し、かつ当該労働者が業績を挙げることができなくなる事態を防ぐことのみでなく、同一組織内において同一種の職である者が無期労働契約への転換について異なる人事上の取扱いとなるのは適切でないことが、10 年超えの特例の対象者であるか否かがあいまいになるおそれがあることもその立法趣旨として考慮されていたのであり、したがって、大学で専ら学生の教育や試験、評価という業務を遂行するために大学との間で有期労働契約を締結している非常勤講師も「研究者」に含まれるものとすべきであると主張する。しかし、控訴人が指摘する審議過程のやり取り（甲 8）では、飽くまで個々のケースについては個別具体的に事例に即して判断されるという前提で答弁がされているところ、同一种の職において、研究開発及びこれに関連する業務に従事する者と従事しない者とがいる場合に、両者の間で人事上の取扱いが異なるとしても、従事している業務に違いがある以上、特に不適切とはいえないし、業務内容は労働契約に明記されているから、10 年超えの特例の対象者であるか否かがあいまいになるものでもない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。」

4 23 頁 2 行目の末尾に改行して以下を加える。

「ウ 控訴人は、科技イノベ活性化法 2 条 11 項では「研究者」自体の意味は明らかにされていないから、「研究者」の意味ないし範囲は、国語的に、又は社会通念に従って解釈されなければならないところ、同法 15 条の 2 第 1 項 1 号は、文言上、研究開発法人又は大学等を設置する者との間で締結した有期労働契約に基づいて従事すべき業務内容について何も規定していないこと、同条 2 項は、授業の補助のみを業務内容とし、研究開発業務及びこれに関連する業務に従事していない学生（ティーチング・アシスタント）も同条 1 項 1 号の「研究者等」に該当することを前提とした規定であること、「研究者」は研究開発及びこれに関連する業務に従事している者であることを要すると解したのでは同法の他の条項（同法 15 条の 2 第 1 項 3 号や 9 条）と整合しないこと等から、同号の「研究者」に「研究開発業務及

びこれに関連する業務に従事している者」という意味が含まれるものとすべきではないと主張する。しかし、同号の「研究者」の意味は、同法15条の2の趣旨から検討すべきところ、その趣旨は、前記イのとおりである。また、同条2項は、大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結していた者について、当該大学に在学している期間は、労契法18条1項の通算契約期間に算入しないと定めたものであり、控訴人が指摘する説明資料（乙3）の記載を踏まえても、ティーチング・アシスタントについて、研究開発業務及びこれに関連する業務に従事していない場合にも科技イノベ活性化法15条の2第1項1号の「研究者」に該当することを前提とするものとはいえない。控訴人が指摘するその他の条項も、同条1項1号の「研究者」を研究開発及びこれに関連する業務に従事するため有期労働契約を締結している者であることを要すると解した場合に矛盾が生じるとはいえない。したがって、控訴人の上記主張は採用できない。」

5 23頁5行目の「10年超えの特例が適用されるのは、」を削除し、11行目の「あることに加え」を「に」に改め、12行目の「る必要があるとし」から13行目の「置いている」までを「た上で、労働契約において任期を定めることができ、任期の定めのある労働契約を締結した大学教員について、10年超えの特例が適用されるとしている（任期法4条1項、5条1項及び2項、7条1項）」に改める。

6 23頁14行目の冒頭に「それにもかかわらず、」を加え、18行目の「7条が」から19行目の「無意味」までを「の定めと比べて10年超えの特例が広く適用されること」に改める。

7 24頁12行目の末尾に以下を加える。

「控訴人は、大学との有期労働契約に基づいて科学技術に関する研究に係る業務に従事する者は、令和2年改正前の科技イノベ活性化法15条の2第1項2号に掲げられているから、同項1号には含まれていなかつたというべきであると主張するが、この主張が採用できることは、上記説示のとおりである。」

8 25頁21行目の末尾に改行して以下を加える。

「その他、控訴人は種々の主張をするが、被控訴人が科技イノベ活性化法15条の2第1項1号の「研究者」に当たると考えるべき根拠は見出すことができない。」

#### 第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求のうち、被控訴人が期間の定めのない労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求める部分は認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 村上正敏  
村 上 正 敏

裁判官 内堀宏達  
内 堀 宏 達

裁判官 篠原礼  
篠 原 礼

これは正本である。

令和 4 年 7 月 6 日

東京高等裁判所第 20 民事部

裁判所書記官 伊 藤 有

